

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○議長(幣原喜重郎君) つきましては、この際図書館運営委員長の補欠選挙を行います。

○山本猛夫君 常任委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて議長は東井三代次君を図書館運営委員長に指名いたします。(拍手)

第一 外航配船促進に関する決議

案星島一郎君外五十六名提出

(委員会審査省略要求事件)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一は提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一、外航配船促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。有田喜一君。

外航配船促進に関する決議案

外航配船促進に関する決議

日本船舶による輸出入物資の輸送は、わが国国際收支の改善、延いては自立経済達成のため、はた又民間

貿易実施上、不可欠の前提条件である。殊に現下直面せる国内海運市場の危機突破のためにも、邦船の商業的ベースによる外航配船は刻下焦眉の急務である。

よつて政府は、邦船の商業ベースによる外航配船促進の意義と重要性とを認識し、これが早急実現のため最大の努力を拂われんことを要求する。右決議する。

〔有田喜一君登壇〕

○有田喜一君 私は、ただいま議題となつております、共産党を除く各党共同提案にかかる外航配船促進に関する決議案の趣旨弁明をいたしたいと存じます。

まず決議案を朗読いたします。

外航配船促進に関する決議

日本船舶による輸出入物資の輸送は、わが国国際收支の改善、延いては自立経済達成のため、はた又民間貿易実施上、不可欠の前提条件である。殊に現下直面せる国内海運市場の危機突破のためにも、邦船の商業的ベースによる外航配船は刻下焦眉の急務である。

よつて政府は、邦船の商業ベースによる外航配船促進の意義と重要性とを認識し、これが早急実現のため最大の努力を拂われんことを要求する。右決議する。

以上の通りであります。

御承知の通り、わが国は四面環海にして、しかも資源乏しき四つの小さな島に、八千万に余る龐大なる人口を擁しているものであります。わが国の経済は、いわゆる海を越えた再生産、すなわち貿易に依存しなければ、国内における生産も雇用も縮小し、その経済循環はきわめて小規模となり、平和的にして文化的なる国民生活は、とうていこれを維持することができないのであります。ところが、この貿易の先駆となるものは言うまでもなく海上輸送であり、従つて、わが国海運の隆替いかんは、実にわが国の死活を決する重要問題であります。(拍手)もし、わが貿易が外国の商船隊にのみ依存するならば、單に運賃の支拂い増加を見るばかりでなく、原材料の買付にいたしても、製品の販売についても、常に外国の産業政策ないしは海運政策に左右せられて、とうてい所期の効果を収め得ないことは火を見るよりも明らかであります。

易のアンバランスは、移民の送金、海外投資による収入等が期待できない今日、必然的に海上運賃にまつの外はないのであります。

戦前のわが海運は、七つの海に雄飛し、保有船腹量六百万総トンを超え、実に世界第三位を占め、その質的に優秀なることは世界に冠たるものがあつたのであります。貿易の発展に寄與いたしましたことはもとより、いわゆる第三国間貿易輸送にも従来して、国際收支の改善の上にも、まことに重要な使命を果して来たのであります。

平和時代でありました一九三〇年ないし三四年におけるわが国の輸入超過額は、年平均七千六百四十万円であつたのであります。その間における海運収支は、年平均一億百七十数万円の受取超過となつており、優に海運の収入によりこの輸入超過をカバーし得たのであります。しかるに、今日のわが海運は、その本来の使命たる貿易の先駆、国際收支の改善という面では、何らの寄與も貢獻も果し得ない実情にあるのであります。たとえば一九四八年度のわが国の貿易収支は、輸入九億ドル、輸出五億ドルで、年四億ドルの輸入超過であります。これらの輸入超過は、大部分アメリカ国民の負担によつてまかなわれているのであります。

易のアンバランスは、移民の送金、海外投資による収入等が期待できない今日、必然的に海上運賃にまつの外はないのであります。

平均約二四%となつており、なかなか輸入基礎物資中に占むる海上運賃の割合は、鉄鉱石、石炭において五〇%、石油六〇%、塩七〇%の高率に上つてゐるのであります。ところが、これら貿易貨物の積載は、その大部分外国船に依存し、戦後の貿易外收支は龐大なる赤字となつてゐるのであります。今かりに、一九四八年度輸出入貿易において、すべてを日本船舶で輸送するとするならば、輸入面において運賃二億一千六百万ドルが節約され、さらに輸出面においては二千五百万ドルの輸出増加となり、入超四億ドルは一億五千九百万ドルに圧縮可能となるのであります。かくのごとく、わが海運の外航配船は、国際收支改善の上に実に重大なる役割をになつてゐるのであります。

しかるに、わが国海運の現状はどうかというところ、今次大戦で壊滅的打撃を受け、現在では、新造船を含めても、保有船腹量はわずかに百六十萬総トンで、戦前の二割五分にすぎないのであります。しかも、その中の七〇%は、国際規格に合わない粗悪な戦時標準船であります。あとは船齢二十年以上の老朽船が大部分であります。そこで、外航適格船の拡充整備ということが重大な課題として、目下新造船計画と、改A改装計画が着々実施されつつあるのであります。かみじんのコマリシャル・ベースに基づく外航配船の道

が開かれていないため、せつかくつた新造船も、活発なる運行ができないうという不安が一方にあり、他方には国内的に最近の不景気のため、内航は船舶過剰に陥り、現在、船舶運営会所属船のみでも、約六十三万重量トンの指示待船があり、海運市場にははなはだしき悪影響を與えているのであります。

去る三日、連合国最高司令部の覚書により、多年の懸案であつた民営還元が来る四月一日より実施の運びとなり、我が海運の運航体制は、本来の姿に一步前進したかの感を與えましたが、その内容をつぶさに検討いたしますと、今回の措置は、單にその勘定が船舶運営会より船主のアカウントに移されただけでありまして、外航配船は依然として従来と同じく強き制約下に置かれてゐるのみならず、内航面においても、今回の措置では、補助金が、船舶建造費に対する金利も償却費も含まない最低額のものであつて、しかも半年先には、さらにこれが減額されることになつてゐるので、船主の停船を希望するものもほとんど皆無になるおそれもあり、かくて内航面における船舶過剰に、一層の拍車をかけようとしてゐるのであります。

海運界の混乱は、さらには造船、港湾の方面にも至大なる影響を及ぼし、これら関連産業に働く労働者の生活をもさらに脅かさんとしてゐるのであります。

ます。かくして、外航配船に対する諸制約の撤廃と内航の船舶過剰をどう解決するかということが今日海運界の最も重要な課題であり、なかななく外航に關する諸制約の撤廃は、日本経済の安定と自立のため最も喫緊の要務であるのであります。

しかるに、現在日本船舶は、百総トン以上の鋼船はすべて總司令部の監督の下にあり、就航区域、船型、速力等諸種の制限を受けておりますが、外航配船については、被占領国としての国際法上の地位から、一層嚴重な制約を受けてゐるのであります。今回の民営還元の措置によりまして、このことは何ら緩和されてゐないのであります。

現在、總司令部の好意によりまして、ベルシヤ方面からの石油輸送、フィリピン方面からの鉄鉱石輸送、シヤム、ビルマ米輸送等のため、わが国の貨物船約三十万デッド・ウェイト、油槽船二十万デッド・ウェイトが外航してありますが、これらは、スカジャツプという連合国海軍の日本船舶管理機關の責任と保証のもとに配船せられてゐるのであります。商業的ベースによる自由な運行、すなわち積荷の獲得についての荷主との自由な契約、外国港における燃料の補給、給水の手配、海外代理店の設置等も全然許されず、まったく總司令部の手によつて、相手国と折衝して一隻々々の配船を決定し、

配船の日取り、運賃その他の運送条件もことごとく總司令部の意思決定にゆだねられ、總司令部の航行証明書の発給を得て、その指定する日取りに基いて初めて航海を実施し得るといふことになつてゐるのであります。

こういうふうな、現在の外航配給は商業的ベースを欠き、まったくその自主性が認められておらず、その手続に多大の日時を要する実情でありまして、きわめて不経済な結果を招来し、とうてい私企業として耐え行くことができない実情にあるのであります。もちろん、占領下に置かれてゐるわが国が、ある程度海運の自由が制約されることは、あるいはやむを得ないかも知れません。しかし、すでに民間貿易は一步前進し、多年の要望であつた輸出CIF、輸入FOB契約も許可の運びとなつた今日、貿易と唇齒轉車の關係にあり、むしろ貿易に先行すべきわが国の外航配船が、依然としてかかる強き制約を受けてゐるは、貿易の進展に支障を來すのみならず、このままこれを放任せんか、たとい講和後わが海運の自由航行が容認されても、外国船に既成事実をつくられてしまつて、ふたをあげた時には、もう手も足も出ないといふことにならないとも限らないのであります。

わが国の商船隊は、かつては海軍力の強化に貢献し、あるいはまた、いわゆるソーシヤル・ダンピングという非難を受けたこともあつたのであります。すでに新憲法のもと、戦争は一切これを放棄し、新船員法により、國際的標準以上に船員労働の保護をはかつてゐる今日、かかる危険性は絶無となつてゐるのであります。このような非難は、まったく今日当らないのであります。世界民主主義的な見地に基いても、はたまた國際公正競争という立場からいたしましても、わが国海運の制約は一日も早く緩和されるべきものであります。ことにわが国の存立が許されてゐる以上、その生存上絶対欠くべからざる商業的ベースに基づく外航配船は当然認められてしかるべきであり、かつまた西ドイツにおいては、この制限がほとんど撤廃されてゐるという事実にかんがみましても、形式はともかくとして、一日も早くこの外航配船は容認されるべきものと考へるのであります。よつてわれわれは、ここに政府が、日本船舶の商業的ベースによる外航配船促進のために、すみやかに次のごとき七つの條件が充足されるよう最大の努力を拂われんことを要求する次第であります。

その第一は、わが国船舶の航行区域については、いわゆる日本水域以外に出る場合には一航海ごとに連合軍の承認が必要となつておりますが、少くともこれを包括的承認の段階にまで緩和されたいのであります。

その第二は、CTSが現在行つてゐる運賃その他の運送条件の決定をできる限り緩和されたいのであります。現在CTSの行つてゐる運送契約等の事前承認を事後報告で足りるよう措置していただきたいのであります。

第三には、外国港における食糧入手、燃料、罐水の補給等を自由に行い得るよう措置されたいのであります。現在日本船舶が、海外に配船される場合には、往航と復航に必要な全部の食糧、燃料等を積み込まねばならぬことになつておりますが、これは輸送力の面から言ひましても不経済きわまるばかりでなく、外地においてそれが比較的安価に入手せられる場合におきましても、その利益を享受することができないのであります。また船舶は、御承知の通りしけその他の海難に遭遇することも予期せねばならないのであります。かかる場合、必然的に食糧、燃料等の不足を來すことも考へられるのであります。これを考へましても、隨機に外国においても、所要物資の補給をなし得るよう措置することが絶対に必要なのであります。

第四には、民間貿易の復活と商業的ベースによる外航配船を奨められしむるためには、日本海運業者の外地支店と、出張所の設置が必要であることとは、いまだ言うまでもないことではあります。もし、その早急実施が困難であるならば、最小限、外国商

社に対して代理店を委嘱し得るようにせられたのであります。

第五には、かりに前に述べましたような條件が満たされたといつたとしても、その裏づけとしての外貨基金が存在しない限りは、その実効をあげることはできませんので、外国為替管理委員会管理の海運特別勘定設定等による外貨支拂いの便を、ぜひ購ぜられたいのであります。

第六には、戦前は、わが国貿易輸送量の七五%までが、わが国船舶によつて運ばれていたものでありますが、現在は、わずかに二五%にすぎない実情であります。この積取り割合を、でき得る限り邦船に増大していただきたいこととあります。

最後には、わが国船舶に対して、通商航海條約に準じて、最低限これが成立しているとは同一の待遇が與えられたことを懇請し、連合国の理解と援助とを要請すべきであると存するのであります。

以上のごとき條件による、コマーシャル・ベースに基づく外航配船促進は、單にわが海運界の危機突破のためばかりでなく、民間貿易実施の上においても、さらには関連産業に働く労働者の生活のためにも、かつまた国際收支の改善、さらには日本経済自立のために、刻下喫緊の要務でありまして、政府はその実現のため最大の努力を傾倒されんことを、ここに強く要求いたします。

まするとともに、われ／＼も極力その実現に協力せねばならぬことを強調する次第であります。(拍手)

ここに満堂の諸君がこの決議案に心から御賛成あらんことをひとえにお願いいたしまして、私の趣旨弁明を終る次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これより討論に入ります。林百郎君。

〔林百郎君登壇〕
○林百郎君 わが党は、本決議案に対し反対をするのであります。

日本経済再建のかぎである海運産業の平和的復活は日本の国民全体の希望であります。これは全面講和の実施による平和産業の無制限拡大と自主的貿易によつてのみ初めて国家の利益のために達成されるのであります。しからに吉田内閣は、

陰でなくずしの隷屬化、軍事化的事実を積み上げていけるのであります。かかる政策のもとにおいて、かかる事実のもとにおいて、海運産業の平和的発展ということは、まづたく不可能であるのみならず、かかる事実をそのままにしておいては、いかなる方策を講じようと、そのことは、わが国海運業にとつては、かえつて不利益をもたらすものであると考えるのであります。

戦後四年間、各種企業と同様に、あらゆる海運産業の部分は、吉田自由党内閣の買弁的な海運政策によつて、ま

すまず破局に追い詰められつつあるものであります。外航禁止と荷動きの減退による七十万トンに及ぶ艦船、海の露天商とまで言われている機帆船の危機、極端な造船の集中生産による中小造船所並びに関連産業の壊滅、国鉄独立採算制の維持のために九万五千の人員整理もおそろずとしてとられた海運国鉄用石炭の陸送移転による中小港湾の決定的な打撃等により、十数方に及ぶ海運労働者は、首切りと低賃金と労働強化で、死活の関頭に立たされているのであります。

わが党は、いち早くこの重大問題に對しまして、昨年末、日本船舶の外国貿易直接参加促進に関する決議案を提出したのであります。しかるに、今回自由党の星島氏等から提出されたところの外航配船促進に関する決議案は、外見はわが党の決議案と同様でありまされども、中身は実は、衣のそでからよろいが見えるというたぐいのものであります。わが党の提出した決議案は、その冒頭にうたつてあるがごとく、日本経済再建のための海運業の平和的復活のコースであるのであります。

吉田自由党内閣のもとにおいて最近とらわれている軍事的な、植民地的な色彩のある政策、この一貫した政策のもとにおいて、海運政策のみがその例外であるとは絶対に言えないのであります。すなわち日本産業協会が

発表しておるように、国際独占資本のカルテル組織によつて、日本の貿易は思う存分振りまわされておるのであります。また海上の運賃にいたしましたところで、外国の運賃協定によりまづたく圧迫され、悲惨な状態に立ち至つておるのであります。海運、造船業においてもまたしかりであります。米英海運の過剰船腹に影響を蒙りまして、五次船、六次船計画も、まづたくな上げにせざるを得ないような実情なのであります。

日本の海運復活に對して、十二月八日付の日本タイムズは、次のような報道をしておるのであります。すなわち、アメリカの上院議員マグナソン氏は、日本の新船建造計画に二千万ドル、修理改装に千六百万ドルを支出する提案には、アメリカ上院の自分としては反対である、米国は日独西国に與えるに十分だけの古船を持つておるのだ、ということをお述べておるのであります。従つて、このような困難なる現実のもとにおいて、政府はよほど毅然たる自主的態度をとつてのみ初めて外航配船が海運業の平和的な復活となり得るのであります。

しかるに、政府のやろうとしておるところの外航配船は、実はこれは海運総局の発表でありますけれども、現在でも、日本船舶輸送物資中の四割は、直接軍需物資であるか、またはタンカー建造その他に見られる軍需品輸送計

画と一連のつながりを持つものであります。かかるもとにおける海運業の復活ということは、まづたく外航配船によつて、軍需品の輸送と、恐慌の押しつけ輸入の下請を強行することにならざるを得ないのであります。すなわち、このことは、わが党がすでに提唱しておるように、平和産業の無制限拡大並びに平和的な商船隊の復活とは、およそ正反対のものであつて、むしろ戦争の準備を予想しておるのではないかと思わざるを得ないのであります。

以上のごとき、この決議案の意図しておるところは、第一に、軍事的な方向への道を切り開き、軍需品輸送のための危険が多分にあるということ、第二には、自主性を持たない外航配船は、外国海運資本の下請化を通じて日本の産業、日本の造船、海運業をまづたく他国に隷屬化してしまふということ、第三には、海運業、造船業の直面しておる危機の眞の回復策であるところの、国際的な平和勢力との提携のもとにおける自主的貿易、平和工業のための平和商船隊の復活から、まづたく目をそらしておるのみならず、むしろこれを破壊する方向へ行く政策に協力しようとしておるのであります。

以上の理由によりまして、わが日本共産党といたしましては、かかる現実のもとにおけるこの決議案に對しては絶対反対するものであります。

○議長(幣原喜重郎君) ただいまの林

君の御発言中、單獨講和云々ということを申されましたが、これは事実と相違しておるようであります。お取消しになつたらいかですか。

○林百郎君 その通りいたします。

○議長(幣原重厚郎君) お取消しになつたものと認めます。

前田郁君。

〔前田郁君登壇〕

○前田郁君 ただいま有田君より主旨説明のありました外航配船促進に関する決議案に対し、私は自由党を代表いたしまして賛意を表明いたすものであります。かつ私は、昨春結成せられた海運議員連盟二百一名の一員といたしまして、本決議案が上程されましたことは、まことに喜びにたえない次第であります。

外航配船の必要なるゆえんは、有田君の御説明において明らかな通りであります。いまさら私がつけ加える必要はございません。外航配船による貿易外収入の獲得は、戦前戦後を通じて、わが国海運に課せられた重要な使命の一つでありまして、輸出不振にあえぐ現状において、その意義は一層切実なるものがあります。

由來わが国は、四面環海の島国であります。この狭隘なる国土に八千万の国民をかかえながら生きて行く道は、実に海以外にはないのであります。戦前、商品貿易の入超じりをカバーした海運収入を、今こそ思い起さねばな

りません。先ほど有田君からも御説明のありましたごとく、わが国は目下連合国の占領下にありますために、外航配船については種々の制約を受けておるの、やむを得ないことであります。むしろ占領下でありながらも、なお関係諸国と折衝の上、若干の外航配船を許容せられておることは、連合国総司令部に対しまして感謝いたさねばならぬことと存する次第であります。

しかしながら、御承知の通りわが国は、今後加工品輸出貿易を盛んにいたさねばならぬのであります。しかるに、最近に至り、貿易の面におきましては、連合国の好意により、漸次民間貿易体制が確立せられつつあることは、まことに喜びにたえない次第であります。

由來、貿易と海運は実に車の両輪であると言われているのであります。わが国貿易振興の上からも、自由なる外航配船は各方面より強く要望されるところであります。聞くところによりますと、西ドイツにおいては、事実上航路制限はほとんど撤廃されていることとあります。ついでに政府におかれましては、よろしく関係方面にわが国の実情を訴え、外航配船の一日も早く実現するよう努力せられんことを願うものであります。

外航配船促進の一連の措置といたしまして、外航適格船舶の拡充、外航不適格であつたところの戦時標準船の整備

等が最も急務であると考えてるのであります。かつて世界の水準に達したわが造船業も、戦禍の中よりようやく立ち上り、昔日の姿をとりもどしつつあるの、やむを得ないことであります。ゆえに、外航配船の突現によりまして貿易、海運並びに造船等一連のわが国重要産業の隆昌の予想せらるることは申すまでもありません。

しかしながら、私の考えております外航進出は、戦前帝国主義の海軍力にバックせられた、侵略手段としての外航進出ではなく、平和の使徒として世界文化興隆に役立つべき、平和的外航進出であるのであります。以上を考えますならば、外航配船の実現ということは、わが国民八千万のひとしく熱望してやまざることであります。本決議案は、超党派的に、本院各位の御賛成を得るものと信じて疑わないのであります。

政府におきましては、以上の趣旨を体し、占領下における日本船舶の商業的ベースによる外航配船促進につき、具体的に折衝せられんことを重ねて本壇上より要望いたしまして、私の賛成演説を終る次第であります。(拍手)

○議長(幣原重厚郎君) 松澤兼人君。

〔松澤兼人君登壇〕

○松澤兼人君 ただいま議題となつております外航配船促進に関する決議案につきまして、日本社会党を代表いたしまして賛成の演説を申し上げたいの

であります。(拍手)

今日、講和会議が前途非常に困難な状態にあるのであります。現在の状態の中におきまして、外航配船がはたして急速に実現できるか、どうかという問題は、別個の問題といたしまして、われわれは、日本の海運界が戦前持つておりましたところの勢力と力とを今日考えて見ますときに、貿易が今日にはなだ不振の状態になつておるの、やむを得ないことであります。これをわが国の自給をもつて貿易に従事することになるならば、戦前と同様に、見えざる輸出として運賃収入を多くあげることが可能となつて来るのであります。もちろん私どもは、全面講和の望ましい点においては賛成でありますけれども、少くとも今日わが国の産業の自主化を促進する上におきまして、ぜひとも政府において強力なる手を打つて、一日も早く外航配船が成就できるように御努力願いたいのであります。

最近の新聞の報ずるところによりますと、わが国の全商船は、来る四月一日より民間に返還されることになつておるの、やむを得ないことであります。これらの民間返還の問題は、業界多年の問題でありまして、四月一日からこれが実現できるといふことは、まことにけつこうなことであるのであります。しかしながら、今日業界におきましては、この全商船隊の民間返還の問題につきましては、非常な衝撃を受けているのであります。

外航配船の問題と同時に、この全商船の民間返還の問題については、政府はここに万全の策を立てられまして、この業界に與えた大きな衝動を一日も早く緩和し、真に民間自主の商船隊が、外航配船の方式によりまして、コマーシャル・ベースに従つて外国に進出できる日が一日も早く来んことを、われわれは念願しておるのであります。

以上の趣旨から、私も、今日上程になつておりますところの外航配船促進に関する決議案に対しまして満腔の賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(幣原重厚郎君) 山手満男君。

〔山手満男君登壇〕

○山手満男君 私は、国民協同党及び新政治協議会を代表いたしまして、ただいま議題になつております本決議案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

わが国の対外輸出入物資のできるだけ多くを日本の船舶で輸送するという態勢を、さらに強力にすみやかに実現することが、今日の困難な日本の経済を救う道であり、さらにこれなくしては、国民経済の健全なる自立は望み得ないのであります。現内閣におきまして、この外航進出の問題は、現在の最も重要な政策の一つといたしまして、昨年来、第五次新船の建造、二A型の改装等に努力されまして、今後においても外航配船の促進に対しては、政府は

種々努力を拂われることは疑いないと思ふのであります。しかしながら、努力するということは、實際的な効果を収め、その目的を達成するということとは、必ずしも合致しないのであります。

今日の日本をめぐる海運の客観情勢は、不幸幾多の悪条件が山積してありまして、このままでは、いかなる努力が拂われまいとも、その成果を収めることは不可能と思われるほどののであります。私をして言わしむれば、ただいまの段階は、外に向つて外航進出促進の努力を拂うことはもちろん必要でありませうけれども、日本海運の内部的幾多の悪条件を克服いたしまして、国際競争に對抗し得る強力健全な態勢をつくるのが先決要件ではないかと考えるのであります。この要件をはずしまして、政府がいかなる努力を拂い、またいかに世論の喚起をはかりまして、むだであると考えられるのであります。私が本案に賛成してこの壇上に立ち、政府の勇断を促さんとするゆえんは、実は、この外航配船を最大限に可能ならしむる日本船舶の強力なる基本的条件を整備確立する施策をすみやかに実行してもらいたいと思うからであります。

本決議を達成するために政府の実行を促さんとする具体的施策につきまして、簡単に一、二説明を申し上げますと、第一は、日本船舶の運航費が国際

的水準をはるかに上まわつておるというのであります。その原因は、造船価格が非常に高いこととあり、かつまた造船資金の金利が非常に高いということとあります。第五次新船の建造費について見ますと、日本のスチーム・タービン貨物船が、一重量トン四万円という建造費であります。これは英國のそれに比較いたしまして約二割高であります。しかも、今後鉄鋼補給金の撤廃により、鋼材の高騰を来すことは必至でありまして、船価騰却費はますます増加することでありましよう。

さらにまた大きな圧力になつておりますものは、建造資金の金利高であります。英國並びに米國の造船資金の利息は、平均年三分でまかなわれておるのであります。日本のそれを見ますと、エード資金が七分五厘、銀行融資が一割、平均いたしまして八分七厘くらいになるのであります。この金利が運航費計算面に占める率は、今次新造船におきまして、実に二割八分と言われておるのであります。これでは日本の船舶は、金利の負担面だけをとつて見ましても、すでに外国船に對抗できないのではないかとわれ／＼は考えるのであります。今度國鉄、電気通信に貸與せられたところの見返り資金の金利は五分に決定されたといわれ／＼は聞いておるのであります。電氣事業は直接には国際競争につながつておらないのでありま

す。政府は、まず国際競争に直接つながつておるところの造船資金に對しまして格別の努力をお拂い願ひたいと、われ／＼は考えるのであります。(拍手)

次に、本月三日に総司令部民間運輸局長指令によりまして、日本商船隊の新体制が明らかにされております。この点につきましては、先ほど提案者からいろいろお話がありまして、これによれば、船会社は自分の責任と採算によつて船を動かすのでありますから、自由運輸は望むところであつて、われ／＼も非常に喜ぶのであります。が、しかし、必ずしもこういうふうな体制ができたからというて樂觀はできない実情にあるのであります。すなわち、国内沿岸航路に就航してあります船舶は七十万トン程度の余力を来しておりますし、國鉄との競争にも船賃は勝てないのであります。また船会社の本格的積荷率の低い競争が出現することは必然でありまして、中小船主は一段と苦境に追い込まれ、その整理統合あるいは倒産は存外早い機会に来るのであるのではないかとささ憂へられておるのであります。

外航につきましては、日本の船会社は、外国に出先機関をもちつとも持つておりません。積荷獲得のためには、いろいろの手が打たなければならぬのであります。が、何らその手がかりも持たず、外国の諸港に出入りいたし

ますにつかましても、非常に複雑な手続が必要であります。今後、めくら運航に對する悲哀は十二分に味わされることであらうといわれ／＼は考えます。米國よりのガリオアあるいはイロアの物資の輸送につきましても、日本船積取りがきわめて現在少いのであります。この日本船積取量の増大等につきましても、格別の政府の努力が拂われなければならぬのではないかと、われわれは考えるのであります。

いろいろ／＼こういうことを考えてみますと、現在の海運界の実情というものは、まだきわめて憂慮すべき状態にあると言ふことができるのであります。われ／＼は、本決議の実施にあたりますして、今まで述べたような点を考慮されまして、商業ベースによつて外航配船が實質的に一日も早く可能になるように、政府においては本日ただいまより格段の努力をされることを切望する次第であります。

これをもつて私の賛成演説を終ります。(拍手)

○議長(幣原重喜郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原重喜郎君) 起立多数。よつて本案は可決せられました。

この際運輸大臣から発言を求められております。これを許します。大屋運輸大臣。

(國務大臣大屋晋三君登壇)

○國務大臣(大屋晋三君) わが國民經濟に占める海運の重要性にかんがみまして、現在日本船舶に加えられております諸種の制限の緩和をすみやかに実現いたしますために、從來機会あるごとに關係方面に懇請して参つたのであります。しかるところ、三月三日付総司令部の指令によりまして、四月一日以降、日本船舶は内航、外航ともに自営になることとなり、外航配船に關しましては、これにより本来の姿への第一歩を踏み出すこととなつたわけでありませう。しかしなお、日本船舶の外航に出る場合の諸種の制限緩和の点につきましましては、いまだに具体的な実現を見ておらないのであります。かくては、せつかく外航が民間の自営になりまして、日本船舶の海外航路における十分な活躍が期し得られないことをおそれるものであります。

幸い、本日、本院におきまして、日本船舶の外航配船促進に関する決議案が可決せられまして、政府に對し深い理解と積極的協力を寄せられましたことは、まことに感謝にたえない次第であります。政府におきましては、今後一層この問題の解決に懸命の努力を拂い、外航適格船舶の整備をはかりますとともに、せつかく民間の自営となりまして外航配船体制の妙味を極度に発揮できますように、現在あるがごとき各

種の制約の緩和をはかり、真に商業的ベースによる運営をなし得るよういたし、貿易の振興、国際收支の改善に寄與せしめたい所存でございます。(拍手)

(拍手)

第二 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 農産種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第二、農業災害補償法の一部を改正する法律案、日程第三、農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案、日程第四、農産種苗法の一部を改正する法律案、日程第五、農業改良助長法の一部を改正する法律案、右四案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。農林委員長小笠原八十美君。

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

農産種苗法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律

第八十二條を次のように改める。
第八十二條 この章中「行政庁」とあるのは、第五十三條の場合及び「法令に基いてする行政庁の処分」とある場合を除いて、農業共済組合については都道府県知事、農業共済組合連合会については主務大臣とする。但し、農業共済組合連合会については、第七十八條、第七十九條及び第八十條第一項中「行政庁は」とあるのには、都道府県知事をも含む。

第八十四條第一項第一号中「及び病害」を、「病虫害及び鳥獣害」に改め、同項第二号中「蚕兒の病害及び風水害、干害、凍害、ひよう害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。に因る災害に因る桑葉の減収)」を「蚕兒の風水害、地震又は噴火に因る災害及び病虫害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひよう害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。に因る災害及び病虫害に因る減収)」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。但し、第八十四條第一項第一号の改正規定は、麦については、昭和二十五年秋まきのものから適用する。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律

「昭和二十三年及び昭和二十四年度」を「昭和二十三年、昭和二十四年度及び昭和二十五年」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

農産種苗法の一部を改正する法律案

農産種苗法の一部を改正する法律

農産種苗法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「農林大臣の指定するものをいう。」を「農林大臣の指定するものを用い、保証種苗とは、種苗で農林大臣が証票を添附させるため特に指定するものをいう。」に改める。

第一條第二項、第二條から第六條まで及び第十三條中「種苗」を「保証種苗」に改める。

第三條第二項中「市町村名」を「都道府県名」に改める。

第七條第五項を次のように改める。

第一項の規定により種苗の名称の登録を出願する者は、一件につき二百円の出願料を納付しなければならない。

同條に第六項として次の一項を加える。

第一項の規定による登録を受けた者は、二千円をこえない範囲内で種苗審査会が決定する額の登録料を納付しなければならない。

第十條第一項第一号中「種苗業者」を「種苗の販売を業とする者」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

農産種苗法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月一日

参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 幣原喜重郎殿

第一條第二項、第二條から第六條まで及び第十三條中「種苗」を「保証種苗」に改める。

第一條の次に次の一條を加える。
第一條の二 この法律において、相続人又は一般承継人に関する規定は、相続人が二人以上あるときは、相続人の協議によつて定められた者の一人について適用する。但し、被相続人がそのうちの一人を指定したときは、その指定を受けた者について適用する。

第三條第二項中「市町村名」を「都道府県名」に改める。

第十條第一項第一号中「種苗業者」を「種苗の販売を業とする者」に改める。

第十一條の次に次の一項を加える。
農林大臣は、前項第一号又は第四号から第六号までの規定による登録の取消をしようとするときは、当該登録を受けた者又はその一般承継人に対し、あらかじめ、その理由と認められる事項を文書をもつて通知し、当該登録を受けた者若しくはその一般承継人又はこれらの者の代理人が、種苗審査会において、弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第十三條第六号中「第十一條の下に第一項」を加える。

附則

農産種苗法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。

農産種苗法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律

農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八條中「諸建物の購入、建造、保全若しくは修理若しくは土地の購入若しくは借入に使用し、又は指定された事業以外に、若しくは」を「指定された事業以外に、又は」に改める。

第十六條第一項第一号及び第二号中「四割五分」を「三割」に改め、同項第三号中「一割を二割」に改めて同号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

三 当該予算総額の二割は、各都道府県の市町村の数に応じて各都道府県に配分する。

第十六條第二項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改める。
第二十條の次に次の一條を加える。
(補助金の交付の停止)

第二十條の二 農林大臣は、第十七

條の承諾書を提出した都道府県における事業の実施状況が実施計画に適合しないと認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

第二十三條第一項中「第十六條第一項第一号及び第二号の規定による補助金の割当又は交付をしない」ときを「第十六條第一項各号の規定による補助金の割当若しくは交付をしない」とし、又は第二十條の二の規定により当該補助金の交付をしないとき」に、第四項中「不要額とする。」を「第十六條第一項第四号に掲げる都道府県に交付することができる。」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月六日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

○小笠原八十美君登壇

たゞいま議題と相なりました。農林委員会付託にかかると、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案、並びに内閣提出、参議院送付、農産種苗法の一部を改正する法律案、農業改良助長法の一部を改正する法律案、以上四案につきまして、審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

まず最初に農業災害補償法の一部を改正する法律案より御報告いたします。

農業災害補償制度は、昭和二十二年実施以来、すでに二箇年余りを経過いたしました。その間頻発した台風の襲来や、暖冬異変というような異常気象に遭遇いたしました。農作物に非常な災害を與えたのでありますが、本制度の運営によりまして、農家経営の安定と農業再生産の確保に多大の寄與をいたして参つたのであります。しかし、近年におきます災害の発生状況にかんがみまして、なお改善すべき点が多からずありますので、この際農作物共済の共済事故に虫及び鳥獸の害を加え、蚕繭共済の共済事故に蚕の風水害、地震、噴火、虫害及び桑の葉の病虫害を加えて事業の拡充をはかり、同時にまた、従来の都道府県知事の権限に、

新たに農業共済組合連合会に対する業務報告徴収、会計検査等に関する監督上の権限を加え、共済団体に對する地方公共団体の指導協力態勢を整備したというものが提案の理由であります。

本法律案につきましては、去る二月二十四日提案理由の説明を聞き、次いで二十八日並びに三月一日の両日にわたる質疑を行いましたところ、自由党——足立、淵、原田各委員、社会党——井上、足鹿西委員、共産党——山口委員、国民協同党——吉川委員の各委員より、

災害補償制度の健全なる発展のために共済金に課税しないように措置すべきではないか、無災害地帯に對しては無事もどしの制度を考慮する必要があるか、共済金の迅速な支拂いを行うために、どのくらいの運用資金を必要とするか、さらに災害の予防に一段と力を入れるようにすべきである等の意見の開陳がなされました。これに對しまして政府委員より、共済金に對する課税により再生産に及ぼす支障については社会政策上よりも考慮すべきものと考へ、課税の減免に關しては財務当局と交渉中であること、無事もどしについては財政上目下のところ実現困難であるが、今般の改正によつて虫害、鳥獸害を加えることにより危険の分散化が行われたので、幾分不公平が少くなつたこと、さらに共済制度の運用資金については約八十億円程度を必要とするが、基金の設定については本年度は予

算措置がとられなかつた等の発言がなされたのであります。

本法律案の企図する改正点につきましては、共済制度を一步々完成するために、農林委員各位のかねて主張しているところでありまして、各党とも異議がありませんので、討論を省略して表決に付しましたところ、全会一致をもつて可決した次第であります。

次に農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案について御報告いたします。

農業災害補償法第十二條によりまして、水稲、陸稻、麦の農作物共済の共済掛金の一部は、一旦食糧管理特別会計が農業共済再保険特別会計に繰入れて負担し、さらにこの負担金を食糧の売渡し価格の中に織り込んで消費者に転嫁するような仕組みになつておりますが、賃金、物価政策上、これを消費者負担とせず、一般会計より直接再保険特別会計へ繰入れるようにしたいというのが、本法律案の提案理由であります。

本法律案につきましては、先に御報告いたしました農業災害補償法の一部を改正する法律案と並行して審議を行いました。本法律案の内容は、第五国会において成立し、昭和二十三、二十四の両年度に実施せられました。農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律と同一内容のも

ので、昭和二十五年年度にも延長してこれを適用しようとするものであり、またこれに要する経費二十六億九千二百一十一千円については、二十五年年度一般会計予算に計上せられておりますので、本案の内容については、各委員とも何ら異論ありませんので、討論を省略して表決に付しましたところ、全会一致をもって可決いたしました。次に農産種苗法の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

種苗のよしあしは、農業生産上重大な関係がありますので、各種種苗の品質の維持向上をはかり、または優秀な新品種種苗の育成を奨励助長することが必要であります。この目的を達成するために、一昨年農産種苗法が制定され、種苗業者の届出制を実施し、かつ特に重要と認める販売種苗については、種類、品種、生産地、採種年月、発芽率等を記載した保証書を添付させ、また種苗検査官をして、種苗業者の営業届出、及び保証書の添付状況の検査、あるいは発芽率の検定等を行います。一方、優良新品種の登録事業も行いまして、種苗及び種苗業の改善、並びに優良新品種の育成に努めて参つたのでありますが、これらの事業をさらに一段と合理的に推進して、農業生産の改善をはかりたいという趣旨で、本法律案を提出せられたのであります。

本法律案の主要点は、およそ次の三点であります。第一点、優良新品種種苗

登録の対象範囲を拡大いたしますとともに、重要な種苗のうち保証書を添付して証明せしむべきものは特に保証種苗として指定すること、第二点、保証書に記載いたします種苗の生産地は、現行法によりますと、その生産地の属する市町村名を記載することになつておりますが、これを簡単にしまして、都道府県名だけを記載すればよいことにすること、第三点、新品種種苗登録の出願及び登録に際しまして、現行法ではいづれも無料となつておりますのを、その出願については二百円、登録については二千円以内の手数料を徴収するようにいたしましたこと、以上の三点であると思ひます。

本法律案は、去る二月七日、予備審査のため本農林委員会付託と相なり、次いで二月二十日、二十四日、三月二日の三日間にわたり質疑を行いましたところ、自由党——淵、村山、山村、河野、寺島各委員、民主党——小林、大森両委員、社会党——井上委員、農民協同党——小平委員より、いづれも真剣にしてかつ適切な質疑が行われました。その大要を御報告いたしますと、一、品種の改良向上には進歩した近代科学を取り入れるべきである、二、種苗の発芽率は地理的並びに自然的條件に左右せられるが、その誤差をどのくらいに見ているか、三、悪質な種苗業者を嚴重に取締つて、農民に迷惑をかけないようにせよ、四、保証書

には種苗生産地の市町村名まで記載する現行制度がかえつてよいのではないか、等であります。これに對しまして、政府委員より、種苗関係技術者を網羅した研究機関をつくり、近代科学の普及をはかり、また海外より優良品種を輸入して業者に配布する等技術の向上練習に努力している発芽率については五・七％の範囲内の誤差を認めている、悪質な種苗業者に対しては販売の停止等適当な処分をもつて臨むつもりである、さらに保証書に種苗生産地の市町村名まで記載することは、現在は技術的に困難である、等の発言がありました。

本法律案に關しましては、参議院において次の二点につき修正を加えられ、去る一日、本院に送附せられて参つたのであります。すなわち第一点といたしましては新民法による均分相続の例に基きまして、優良新品種または新系統の種苗を育成いたしました者の権利の承継関係を明白にしましたこと、第二点は、登録の取消しの際に当該関係人に対する聴聞の機会を與えるように修正いたしましたこと、以上の二点であります。

本改正案の主要点は、およそ左の三点であると思ひます。その第一点は、現行法によりますと、試験研究資金は土地、建物等への流用を禁止されていましたが、これを緩和いたしましたこと、第二点は、協同農業普及事業に對する補助金の割当基準の変更であります。現行法によりますと、補助金総額の九割までを各都道府県の農業人口、耕地面積の割合に応じて配分することとなつておりますが、この補助金の大部分は改良普及員の設置費でありまして、この改良普及員は市町村を單位に設置するものでありますので、補助金配分基準の一つとして市町村数を考慮いたし、さらに都道府県の特事情の比重をも高めまして、補助金割当の適正を期することとしたいたしましたこと。

第三点は、協同農業普及事業の資金を有効に使用するために、当該事業の実施状況が不良の場合には、補助金の割当後においてもその交付を停止し、必要に応じて他に転用することができるよう規定を設けましたこと、以上の三点でございます。

本法律案は、二月十六日、予備審査のため内閣より参考送付と相なり、昨六日、参議院より本院に送附せられまして、正式付託となりましたが、二月二十日、二十四日及び三月六日の三日間にわたり質疑を行いましたところ、自由党——淵、村山、山村、河野、寺島各委員、民主党——小林、大森各委員、社会党——井上委員、農民協同党——小平委員の各委員より、わが国農業技術並びに農業経済の試験研究制度、あるいは農業技術の末端農家への普及浸透方法等につきましてそれ〴〵有益な所見が開陳せられ、政府の施策を大いに鞭撻するところがあつたのであります。これらについて一々御報告いたす時間もございませんので、詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

本法律案の意図します改正点自体につきましては、各党とも何ら異議がありませんので、昨六日、質疑終了後、ただちに討論を省略して採決を行い、全員の総意をもつて可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) ただいま議題になつております四案を一括して採決いたします。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

○山本猛夫君 日程第六及び第七は延期されんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程第六及び第七は延期するに決しました。

第八 社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 日本国憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第八、社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案、日程第九、日本国憲法第八條の規定による議決案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長報告を求めます。内閣委員長鈴木明良君。

社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案

社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律

社会保障制度審議会設置法(昭和二十三年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「会長、副会長及び常務委員各一人」を「会長及び副会長一人」に改め、同條第三項を削る。

第十一條を次のように改める。

審議会の事務を処理するため、審議会に事務局を置く。

事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

事務局長は、会長の命を受けて、同務を掌理する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

日本国憲法第八條の規定による議決案

日本国憲法第八條の規定による議決案

議決

天皇及び皇室経済法第四條第一項に規定する皇族は、皇室経済法施行法第五條に規定するものの外、見舞及び奨励のために、昭和二十五年四月から昭和二十六年三月末までの間において、二百五十万円をこえない範囲内で賜與することができ、日本国憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔鈴木明良君登壇〕

○鈴木明良君 ただいま議題となりました社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案並びに日本国憲法第八條の規定による議決案について、内閣委員会の審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

社会保障制度審議会は、米國社会保障制度調査団の勧告に基き、昭和二十三年、同設置法により設置されたものでありますが、その後の運営に徴しますに、現下の緊迫した社会需要に応じ得べき真に権威ある総合的社会保障制度の体系を確立するためには、ぜひとも事務局を設けて、各省庁の立場に拘束されない、自主的かつ総合的見地から調査、研究、立案に當るべき職員を充たせしめる必要が認められるに至りましたので、右に關し所要の改正を行なうとするのが本案の趣旨であります。

すなわち、新たに事務局を設けると同時に、常務委員及び書記を添して、これらの職務はすべて会長の命を受けて

事務局長が掌理することとし、附則において、公布の日から施行する旨規定したのであります。

本案は、二月六日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、質疑を行つた後、三月三日、討論採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に日本国憲法第八條の規定による議決案について申し上げます。

皇室経済法の規定によりますと、天皇及び皇室経済法第四條第一項に規定する皇族が一年内になされる賜與または譲り受けの財産の価額が百二十万円に達した後は、すべて国会の議決を経なければこれをなし得ないことになつております。しかしながら、これらの方々が災害罹災者に対するお見舞あるいは各種の御奨励等のためになされる賜與の価額は、一年間に二百五十万円近く上ると見込まれるのでありまして、これらは、その都度国会の議決を経ることが事実上困難である場合も多く、またその目的も定まつておりまして、昭和二十五年年度におきまして右の価額の限度を、前年度の議決と同額の二百五十万円と議決しようとするのが、本案の要旨及び目的であります。

本案は、二月二十日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、質疑を行つた後、三月三日、討論省略、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

○議長(幣原喜重郎君) まず日程第八につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に日程第九につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立者多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十 持株会社整理委員会令第二十三條第六項の規定に基き、昭和二十三年事業年度持株会社整理委員会経費收支計算書並びに譲受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその譲受けたる財産に関する財産目録及び收支計算書

○議長(幣原喜重郎君) 日程第十、持株会社整理委員会令第二十三條第六項の規定に基き、昭和二十三年事業年度持株会社整理委員会経費收支計算書並びに譲受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその

譲受けたる財産に関する財産目録及び
收支計算書を議題といたします。委員
長の報告を求めます。決算委員会理事
川端佳夫君。

持株会社整理委員会令第二十三條第
六項の規定に基く、昭和二十三事業
年度持株会社整理委員会経費收支計
算書並びに譲受財産及び過度経済力
集中排除法第七條第二項第五号の規
定に基きその譲受けたる財産に関す
る財産目録及び收支計算書に関する
報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔川端佳夫君登壇〕

○川端佳夫君 たいいま上程されまし
た持株会社整理委員会令第二十三條第
六項の規定に基く、昭和二十三事業
年度持株会社整理委員会経費收支計算書
並びに譲受財産及び過度経済力集中排
除法第七條第二項第五号の規定に基き
その譲受けたる財産に関する財産目録
及び收支計算書に關し、決算委員会に
おける審査の経過並びに結果について
御報告申し上げます。

本件は持株会社整理委員会の經理に
關する事項でございます。同委員会
の経費は、持株会社や指定者などから
徴収する手数料、あるいは過度経済力
集中排除法等に基く事務処理費として
の国庫からの交付金等をもつて支弁す
る建前となつてゐるのであります。
昭和二十三事業年度におきま

す前期分経費は総額八千七百九
十八万余円であります。これは国庫
交付金六百三十三万余円、持株会社手数料
七千八百七十六万余円、持株会社個別
経費百五十六万余円などで支弁されて
おり、後期分にあつては、経費総額一億
千七百七十余円、これもまた国庫交付金
二千六百三十三万余円、持株会社手数料八
千七百七十五万余円などで支弁されてお
ります。次に持株会社及び指定者からの
譲受財産は、前期末現在額五十七億八
千七百八十三万余円、後期末現在額四
十七億七千七百一十一万余円であつて、これ
に關する收支決算は、収入支出とも
に前期分十一億七千九百六十三万余
円、後期分四十二億五千五百九十五万
余円となつてゐるのであります。そう
して、過度経済力集中排除法關係の讓
受財産につきましても各期とも全然な
く、從つて、その收支もございません。

なお本件につきましては、前後兩期
分とも、会計検査院においては、検査
の結果、これに對し通知すべき意見は
ない旨、内閣總理大臣あて通知があつ
たものであります。

決算委員会には、本件の審査に當り、
政府当局並びに持株会社整理委員会な
どの説明を聴取の上検討をいたしたの
であります。その詳細については速
記録をこらういたしたくことといたしま
す。

決算委員会においては、去る二日、討
論を省略、ただちに採決の結果、多数
を以て本件は異議がないものと議決
いたしました次第であります。

右をもつて御報告を終ります。

○議長（幣原喜重郎君） 採決いたしま
す。本件は委員会においては異議がな
いと決したのであります。本件を委
員長の報告の通り決するに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よ
つて本件は委員長報告の通り決しまし
た。

第十一 地方自治法第五十六條

第四項の規定に基き、電気試験
所熊本支所設置に關し承認を求
めるの件

第十二 地方自治法第五十六條

第四項の規定に基き、日用品検
査所の支所設置に關し承認を求
めるの件

○議長（幣原喜重郎君） 日程第十一、

地方自治法第五十六條第四項の規定
に基き、電気試験所熊本支所設置に關
し承認を求めの件、日程第十二、地
方自治法第五十六條第四項の規定に
基き、日用品検査所の支所設置に關し
承認を求めの件、右兩件は同一の委
員会に付託された案件であります。か
ら、一括して議題といたします。委員
長の報告を求めます。通商産業委員
理事村上勇君。

地方自治法第五十六條第四項
の規定に基き、電気試験所熊本
支所設置に關し承認を求めのの
件

電気計器検定業務を円滑に処理す
るため、電気試験所熊本支所を熊本
市に設置する必要を生じたので、地
方自治法（昭和二十二年法律第六十
七号）第五十六條第四項の規定に
よる国会の承認を求めます。

地方自治法第五十六條第四項の規
定に基き、電気試験所熊本支所設置
に關し承認を求めの件（内閣提出）
に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項
の規定に基き、日用品検査所の
支所設置に關し承認を求めのの
件

輸出検査の品目及び数量の増加に
伴ひ、通商産業省設置法第二十一條
により、別表上欄に掲げる検査所を
当該下欄に掲げる位置に設置する必
要を生じたので、これらの設置につ
いて地方自治法第五十六條第四項
の規定による国会の承認を求めます。
別表

名	称	位	置
東京日用品検査 所名古屋支所		名古屋	市
大阪日用品検査 所福岡支所		福岡	市

地方自治法第五十六條第四項の規
定に基き、日用品検査所の支所設置
に關し承認を求めの件（内閣提出）
に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔村上勇君登壇〕

○村上勇君 たいいま議題となりまし
た、地方自治法第五十六條第四項の
規定に基き、電気試験所熊本支所設置
に關し承認を求めの件につき、委員
会における審議の経過並びに結果につ
いて簡単に御報告申し上げます。

本件の目的は、年々増加の傾向にあ
る電気計器の検定箇數に對し、現存設
備能力では処理困難となり、特に九州
においてはこの傾向がはなはだしく、
要検定箇數は一箇年二十五万七千箇と
見込まれ、福岡支所の処理能力を著し
く超過しておりますので、この際電気
計器の分布状態より見て、計器の検定
に不便ならしめるため、熊本市に支
所を設置せんとするものであります。
なお当支所においては、電気計器の検
定のみでなく、電気計測器の試験とあ
わせて、広く電気に関する研究調査及
び技術指導をも行つて、電気事業の進
歩発達に寄與せんとするものでありま
す。

本件は、二月十三日、通商産業委員
会に付託せられ、越えて十四日、政府
より提案理由の説明を聴取したのであ
ります。さらに三月六日、社会党坂本

委員、民主党有田委員、共産党風早委員より、本件について政府との間に熱心なる質疑応答があつたのであります。が、その内容は會議録に譲ることといふいたします。

次いで自由党首藤委員より賛成討論があり、多数をもつて本件は承認を與へべきものであると決した次第であります。

次に、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めるの件につきまして、委員会における審議の経過並びに概要を御報告申し上げます。

まず提案の理由を申し上げます。日用品検査所の業務の発足は昭和二十四年三月でありまして、それ以来検査の実績は、月平均三百五十件前後、本年一月までの総検査件数は三千六百五十件に及んでおり、検査の結果、全検査件数の半数は大なり小なり事故があつたという実績であります。また検査を行つ指定品目はゴム製品以下二十四種にわたり、雑貨総輸出額の約六〇%を占めており、さらに昭和二十五年から追加指定を予定している機械、玩具、竹製品等を加えれば、八〇%を越ゆるものと推定されます。ことに近時、東京、大阪両地区以外の各地、特に中京地区及び九州一円の雑貨関係輸出品は活発となり、生産工場も、中京地方百九十二工場、九州地方百七工場を算する現状に相なつております。以

上両地方の所要の検査回数は、今後月平均、中京地区二百件、九州地区六七十件と推定されます。従つて、この両地区に對する出張検査を、それぞれ東京、大阪両日用品検査所において実施させておつたのであります。が、人件費、旅費の關係上、ごくまれにしか検査を実施することができない状態でありました。ことに、昨年十二月一日からの新しい輸出手続による輸出につきまして、その情報入手が困難になつたため、まず／＼これら両地方に對する輸出検査は困難をきわめる現状であります。よつて昭和二十五年から、検査所の七十六名の現在定員を百名に増加するとともに、東京日用品検査所の支所を名古屋市に、大阪日用品検査所の支所を福岡市に設置いたしました。輸出日用品雑貨の検査を一層充実し、もつて輸出振興に寄與せんとするのであります。以上がその趣旨であります。

本件は、二月二十三日、当委員会に付託せられ、昨六日、政府委員より提案理由を聴取し、ただちに質疑に入りまして、二、三の点につき質疑応答がありました。

次いで、自由党首藤新八君より、クレーン対策としては妥當な措置であり、輸出の振興上當然増設せられるべきものであるとの賛成意見の開陳があり、引続き採決いたしましたところ、異議なく承認を與へべきものと決定し

た次第であります。

右御報告申し上げます。

○議長(幣原喜重郎君) 兩件を一括して採決いたします。兩件は委員長の報告の通り承認を與へるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて兩件は委員長長の報告の通り承認を與へるに決しました。

第十三 船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第十四 水先法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第十三、船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案、日程第十四、水先法の一部を改正する法律案、右兩案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長稲田直道君。

船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案 船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案 船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案

船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案 船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案

船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律(昭和二十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十六年三月三十一日」に改め、「昭和二十四年度」を削る。

別表中「退職した日において当該船員が乗船中におけるべき一箇月当りの給與總額から離職手当を控除した額」を「退職した日における俸給月額」の百分の百七十に相當する額に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月一日

參議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎君

船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

水先法の一部を改正する法律案 水先法の一部を改正する法律案 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一号を次のように改める。

一 二年以上船長として総トン数千トン以上の船舶(平水区域を航行区域とする船舶を除く。)に乗り組んでいたこと。

第四條第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 省令で定める一定期間以上水先人になつたこととする水先人において水先修業生として実務を修習したこと。

第四條に次の一項を加える。

2 海上保安庁長官は、水先区に水先人がいない場合又は前項第二号の要件を具備する水先修業生がいない水先区について急速に水先人を置く必要がある場合において、同項第一号及び第三号の要件を具備し、且つ、省令で定める一定回数以上当該水先区において航海に従事したことがある者に対し、その者が同項第二号の要件を具備しないでも、免許を與へることが出来る。第八條の次に次の一條を加える。(以前に水先人であつた者に対する免許)

第八條の二 前條第二項の規定は、海上保安庁長官が、以前に水先人であつた者に対し水先の免許を與えようとする場合に準用する。
別表中舞鶴水先区の項の次に次の一項を加える。

下津水先区	和歌山県青石鼻から地ノ島鹿の首まで引いた線、鹿の首から目取鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
-------	---

附則

この法律は、公布の日から施行する。

水先法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年二月十七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

水先法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔稲田直道君登壇〕

○稲田直道君 たいま議題となりました船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案について、

運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、予備審査のため、去る二月十一日、本委員会に付託されました。二月二十三日、政府より提案理由の説明を聴取し、これを慎重に審議したのであります。

本法案の趣旨並びに内容を簡単に申し上げますと、まず第一点といたしましては、現行法は昭和二十四年四月一日から一箇年の間に船舶運営会を退職し、ただちに船舶所有者に雇用される船員に対する退職手当についての特別措置を規定しているものでありますが、たゞく帰還輸送業務の一部が昭和二十五年に持ち越されましたので、これに対応いたしました。これが適用期間を一箇年延長しようとするのであります。

第二点といたしましては、昭和二十五年に持ち越されました帰還輸送船船員の退職手当は昭和二十五年年度予算より支出することになりますので、第一條中の「昭和二十四年度」という字句を削除しようとするのであります。

第三点といたしましては、現行法が制定せられました直後、船舶運営会の船員の給與基準の設定及び船舶運営会の役員に対する特別手当の支給に関する法律が公布せられ、同会の船員の給與体系が新たに設定され、従来の雑手当の名称が廃止されましたので、別表の基準の表現を改めようとするのであります。

ります。すなわち、給與総額から雑手当を控除した額は、俸給を基準として換算いたしますと、俸給月額百分の百七十に相当する額でありまして、従来の基準額と実質的には何ら変更はないのであります。

次に本案に対する質疑のおもなる点をあげますと、船員が船舶運営会から船舶所有者に雇用がえとなり六箇月を経過したときは、退職手当を本人へ支給されるものと解釈してよいのかとの質問に対し、政府委員より、船員が実際に下船し、船主の雇用契約がなくなつた場合に退職手当を支給するものであるとの答弁があり、また在職期間三年以上の船員に対する支給基準を設けてはどうかとの質問に対し、政府委員より、予算総額が四億五千万円の範囲内と限定されているため予算上不可能である旨の答弁がありました。その他の詳細は會議録に譲ることといたします。

次に討論に入り、まず日本社会党を代表して米窪満亮君より、本法案に対し賛成の意見を述べられました。次いで日本共産党を代表して林百郎君より、本法案は、第一点として、予算総額が四億五千万円に限定されているために、在職期間三年以上の船員に対する支給基準が設けられていない、第二点として、退職手当をただちに船員に支給しない、第三点として、退職手当交付金より生じた利益金を船員に支給しない、第四点として、退職手当を交付しなかつた場合に対する罰則が定められていない、よつて本法案に反対する旨を述べられました。かくて討論を打ち切り、採決の結果、起立多数をもつて本法案は政府原案通り可決いたしました次第であります。

次に議題となりました水先法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る二月十七日、本委員会に付託せられました。二月二十三日、政府より提案理由の説明を聴取し、これを慎重に審議いたしましたのであります。

本法案の趣旨並びに内容を簡単に申し上げますと、まず第一点といたしましては、現行法におきましては、水先人の免許を受け得る要件の一つといたしまして、一定の期間以上その水先区において水先修業生として実務を修習したことを必要とする旨が規定されておりますが、かくては、新たに定められた水先区に水先人を置く場合、または水先人の死亡その他の事故等により水先人が皆無となり、かつ水先修業生もいない水先区に水先人を置くこととする場合には、実際上この要件を満たすことは不可能でありますので、かかる場合には、その水先区において一定の回数以上航海に従事した実歴を有する者を水先修業生にかえまして水先人の

免許を與えることができ得るよう道を開かうとするものであります。

第二点といたしましては、以前水先人であつた者から水先人の免許の申請があつた場合は、免許の要件を具備しておれば免許を與えられることになつておりますが、かかる者に、ただちに免許を與えることは、第八條第二項の、免許の更新の際に必要があるときは試験を行うことができるという規定との関係上不合理でありますので、この場合にも必要に応じて試験を行うことができ得るようしようとするのであります。

第三点といたしましては、和歌山県下津港は、最近に至りまして大型船舶の出入が激増いたしましたため、水先人を置く必要に迫られましたので、新たに水先区を定めようとするのであります。

本法案に対する質疑のおもなる点をあげますと、まず第四條第三号に基いて行われる水先人試験は資格試験であるか、あるいは採用試験であるかとの質問に対し、政府委員より資格試験である旨の答弁があり、次に水先法施行規則第一條に「試験の合格の通知を受けた日から三十日以内に免許の申請をしなければならぬ」と規定されているが、三十日を経過した場合はこの試験は無効となるのであるかとの質問に対し、政府委員より、一応三十日以内と定めたのは、なるべく早く申請を

させる意味であつて、三十日を経過しても無効となるものではないとの答弁がありました。その他の詳細は會議録に譲ることいたします。

かくて討論を省略いたしましたして、ただちに採決に入り、全会一致をもつて政府原案通り可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) まず日程第十三につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に日程第十四につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

これにて本日の議事日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十七分散会

出席國務大臣

厚生大臣 林 譲治君
運輸大臣 大屋 晋三君

建設大臣 益谷 秀次君
出席政府委員

農林政務次官 坂本 實君
通商産業 政務次官 宮幡 靖君
運輸技官 甘利 昂一君
海上保安官 照木 敏雄君

〔朗読を省略した報告〕

一、去る二月二十二日内閣総理大臣から、国語審議会委員に本院議員圓谷光衛君及び参議院議員山本勇造君を任命するについて国会法第三十九條但書の規定により国会の議決を得た旨の申出があつた。

一、昨六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

失業保険特別会計法の一部を改正する法律

物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を廃止する法律

一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る三日議長において承認した寺島隆太郎、岡司安正を昨六日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る四日予算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 小坂 善太郎君(理事岡司安正君去る四日委員辞任につきその補欠)

一、去る四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 木村 榮君

地方行政委員 立花 敏男君

大蔵委員 神山 茂夫君

経済安定委員 竹山祐太郎君

予算委員 圖司 安正君 林 百郎君

平川 篤雄君

決算委員 東井三代次君 尾関 義一君

塚原 俊郎君

一、去る四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 神山 茂夫君

地方行政委員 林 百郎君

大蔵委員 木村 榮君

予算委員 橋 直治君 立花 敏男君

竹山祐太郎君

決算委員 尾関 義一君 塚原 俊郎君

議院運営委員 尾関 義一君 塚原 俊郎君

春日 正一君 神山 茂夫君

一、昨六日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

地方行政委員会 理事 常家 喜六君(理事常家喜六君去る二日委員辞任につきその補欠)

男君去る四日委員辞任につきその補欠)

法務委員会 理事 高橋 英吉君(理事高橋英吉君去る二日委員辞任につきその補欠)

一、去る四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 大西 弘君 林 百郎君

法務委員 武藤運十郎君

外務委員 田万 廣文君

運輸委員 梨木作次郎君

建設委員 大内 一郎君

予算委員 立花 敏男君 林 百郎君

議院運営委員 春日 正一君 神山 茂夫君

一、去る四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

一、昨六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 大内 一郎君 立花 敏男君

法務委員 田万 廣文君

外務委員 武藤運十郎君

運輸委員 林 百郎君

建設委員 大西 弘君

予算委員 林 百郎君 梨木作次郎君

議院運営委員 木村 榮君 林 百郎君

一、昨六日特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

天野久君外三十三名
大蔵大臣兼通商産業大臣池田勇人君
に対する不信任決議案

野坂参三君外三十五名
一、去る四日予備審査のため内閣から
送付された次の議案を受領した。

厚生年金保険法等の一部を改正する
法律案
一、去る四日予備審査のため内閣から
送付された次の議案を受領した。

図書館法案
一、去る四日委員会に付託された議案
は次の通りである。

矯正保護作業の運営及び利用に關する
法律案(内閣提出第八八号)
一、去る四日予備審査のため内閣から
送付された議案は次の委員会に付託
された。

図書館法案(内閣提出第八七号)(予)
文部委員会 付託

厚生年金保険法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第八六号)(予)
厚生委員会 付託

一、昨六日参議院から受領した内閣提出
法案は次の通りである。

農業改良助長法の一部を改正する法
律案
一、昨六日委員会に付託された議案は
次の通りである。

農業改良助長法の一部を改正する法
律案(内閣提出第四五号)(参議院送
付)
農林委員会 付託

一、去る二月二十七日議員から次の議
案は委員会の審査を省略されたい旨
の要求書を受領した。

外航配船促進に關する決議案
星島二郎君外五十六名

一、昨六日参議院において、次の内閣
提出案を可決した旨の通知書を受領
した。

失業保険特別会計法の一部を改正す
る法律案

物資の割当に關する手数料等の徴收
に關する法律を廃止する法律案

一、去る二日決算委員長から提出した
次の国政調査承認要求に對し、議長
は、去る四日これを承認した。

国政調査承認要求書
一、調査する事 決算制度及び決
算審議に關する
事項

二、調査の目的 決算の適正を期
するため
三、調査の方法 關係各方面より
の意見及び説明
聴取、報告及び
参考資料の要求
等

四、調査の期間 本会期中
右によつて国政に關する調査を致し
たいから衆議院規則第九十四條によ
り承認を求めらる。

昭和二十五年三月二日
一、去る四日議員から提出した質問主
意書は次の通りである。

衆議院議長幣原喜重郎殿
一、去る四日議員から提出した質問主
意書は次の通りである。

金山復興対策に關する質問主意書
(高田弥市君提出)

公共事業による失業者救済に關する
質問主意書(高田弥市君提出)

都道府県及び全国農業会財産讓受資
金の特別融資に關する質問主意書
(並木芳雄君提出)

学童給食に關する再質問主意書(刈
田アサノ君提出)

絲岡未壘地開放問題に關する質問主
意書(山口武秀君提出)

入院患者附添婦に關する質問主意書
(渡部義通君提出)

農業計画の違法割当に關する再質問
主意書(山口武秀君提出)

一、去る二月二十四日内閣から次の答
弁書を受領した。

衆議院議員土橋一吉君提出人事院規
則一四一二による職員団体の登録に
關する質問に對する答弁書

衆議院議員春日正一君提出吳市の失
業対策に關する質問に對する答弁
書

衆議院議員田中義平君提出大学等学
術研究機関の人事に關する質問に對
する答弁書

(参照)
人事院規則一四一二による職員団
体の登録に關する質問主意書

人事院は、昭和二十四年十一月十
二日人事院規則一四一二により全通
信従業員組合の登録を認可した。

右件につき、全通信労働組合中央
執行委員長山口寛治君は、昭和二十
五年一月五日人事院總裁淺井清君に
對し、人事院規則一四一二違反であ
るとして異議を申し立てている。

その理由とするところは、全通信
従業員組合(分裂派)の登録申請書
は、認可を受けるためにはなほだし
く偽造をなしたものである。

即ち、
1 大会(全通分裂派熱海大会)に
参加した代議員が組合員の平等
に参加した直接秘密投票によつ
て選挙せられたものでない。

2 傍聴者を代議員として認める。
3 正式の脱退届の提出なきにか
かわらず、出席代議員より逆算
して勝手に組合員数を削減して
大会を成立せしめている。

以上の如き全通信人事院規則一
四一二に反した実情を故意に隠し
た登録申請書を作成したが、これに
對して人事院が認可を與えたことは
人事院規則一四一二の明らかな違
反である。

よつて政府は、次の諸点を明確に
されたい。

一 全通信従業員組合の登録申請書
及び証明書類は、人事院規則一
四一二に定める諸規定を具備し、ま
た全通信労働組合の異議申立書を
反ばくするに足る充分なる証明書
類を備えているか。

二 人事院は、職員団体の登録等の
調査に要する経費百六十六万四千
余をもつが、前記異議申立書に指摘
する点につき、いかなる調査を行
い、またいかなる結果を得たか。

三 人事院は、申請書及びその他の
事項が法及び規則に適合しない場
合、登録の認可を與えるか。また完
全に適合する場合に登録の認可を
與えないことがあるか。

右質問する。

昭和二十五年二月二十四日
内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿
衆議院議員土橋一吉君提出人事院規
則一四一二による職員団体の登録に
關する質問に對し、別紙答弁書を送付
する。

(別紙)
衆議院議員土橋一吉君提出人事院
規則一四一二による職員団体の登
録に關する質問に對する答弁書

一 全通信従業員組合の登録申請書
類は、人事院規則一四一二第三項
第六号に規定する証明書類を備え
ている。

二 全通信労働組合中央執行委員長
より、全通信従業員組合の代議員
の資格についてなされた異議の申
立については、目下調査中であ
る。

三 職員団体に對しては、国家公務
員法及び人事院規則に適合してい
ると認めたものに限り登録し、し
からざるものは登録しない。

吳市の失業對策に關する質問主意
書

吳市の失業の狀態は、真に深刻な
ものとなり、約十八万五千の人口中、
失業者数は潜在を含めて実に四万人
に達するといわれており、吳市当局
の発表によつても昨年十二月末の失
業者数(一定期間就労者を含まず)は、
一〇、四二七名(男三、〇四二名女一、
四、一七三名)の内、日傭労働者は
一、三二一名であつたのが、本年一月
末現在では一〇、六六八名(男四、五
六三名、女一、六九七名)と急速に増
加しつつある。

しかも右の失業者に對する失業對
策事業の認定は、吳市分として
第四・四半期市営八五〇名、県營
八〇〇名、計一、六五〇名分であり、
それと實際には過去の繰上施行のた
め、現在市営五三〇名、県營六五〇
名、計一、一八〇名を就勞させ得て
いるにすぎない。

即ち、当局発表の完全失業者数
一〇、六六八名と就勞人員一、一八〇
名との差は九、四八八名となり、日
傭労働者数と比較しても、僅々五日
ないし六日に一日しか就勞できず、
潜在失業者を含めた総失業者数に比
較すれば実に四十分の一にすぎない。

しかも現在日傭労働者の賃金は、
軽作業で最低一八四円、最高一九四
円、平均一六四円、重作業で税込最
低一七三円、最高二六四円、平均二
一八円、普通一般に手取一五一・六
〇円という少額であり、月に五日就勞
できたとして月収八〇〇円にすぎ
ず、なんらの救済になつていない。

昭和二十五年年度の県の査定によれば、吳市として市営一、七〇〇名、県営一、二〇〇名、計二、九〇〇名となつてゐるが、最近の失業者の激増傾向、潜在失業者の顕在化を併せて考慮するとき、このままで推移するときは、真に怖るべき事態を惹起する可能性があるとは県当局者自身が切に訴へてゐるところである。

さらに県当局は、一日の就労人員のわくを最少限一〇、〇〇〇人としても、なお、完全雇ふようには遠いが、やや失業者の明る顔を見ることのできようとのべてゐるが、かりに一〇、〇〇〇人の日雇労働者を就労させるとすれば、賃金を現在のままとしても年六億円を必要とし、現行法ではその三分の一、二億円を地方自治体が負担しなければならぬことになるが、吳市の税収入は総額年一億六千万円にすぎないため実際上困難である。

一 政府の失業対策なるものは、激増してゆく失業者に対してならぬ救済策になつてゐない。これは吳市だけの現象でなく、全国的な重大問題である、この点政府はいかに対処するか。

二 吳市に対する失業対策事業の証わくを直ちに市当局の要望通り最少限一〇、〇〇〇人以上とする必要があると思ふがどうか。

三 吳市の市税収入額からみて到底失業対策事業費の三分の一の地方負担は不可能である。従つて右事業費は全額国庫負担とする必要があると思ふがどうか。

四 吳市における日雇労働者の賃金は、平均手取り一五—一六〇円であり、これでは到底一家の生計を支えることはもちろん、労働者自身の生活にも足りない。これは直ちに手取り三〇〇円以上とする必要があると思ふがどうか。

昭和二十五年二月二十四日

内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長幣原喜重郎殿
衆議院議員春日正一君提出吳市の失業対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員春日正一君提出吳市の失業対策に関する質問に対する答弁書

一 吳地区における失業状況を吳公共職業安定所の報告について見ると、昨年十二月においては、求職の申込をした日雇労働者は四、四三三人であり、延求職者は五七、七四四人となつてゐる。

これに対し、延求人数は四九、〇五五人であり、就職者延数は四一、四四六人であつて、未就職者延数は一六、二九八人であつた。本年一月中旬の状況は、求職申込をした臨時及び日雇労働者数は五、二五六人(男三、七九人、女一、四七七人)であり、求職者延数は、九八、九五一人に激増してゐる。

これに対し、延求人数は五〇、〇四九人、延就職者数は五三、二六一人であつて、未就職者延数は四八、九〇二人となつてゐる。

昨年八月以降の傾向を見ると、求職者延数は八月三二、二五〇人、九月四八、四九七人、十月四〇、八六一人、十一月四三、二一四人と増加して來てゐるが、これに対し、失業対策事業は、第三、四半期当初五〇〇人を実施したが、十一月一日より更に二二〇人を追加し、第四、四半期においては、失業状況を勘案して一措置をとつたのであるが、更に今回二月中旬より二〇〇人を追加して合計一、八五〇人を実施してゐる次第である。この外吳地区において、都市計画事業(事業費六六二万円、延

使用人員一六、五五〇人)が公共事業として施行され、広島市において都市計画事業(事業費八、〇〇〇万円、延使用人員四〇〇、〇〇〇人)が実施されるので、これに相当数の失業者が吸収されることとなり、県当局としても、広島市に行われ、事業に吳市の失業者を使用するために自動車の提供等の方途を考えてゐる。

二 吳市における本年一月の一人当り就労日数は、前記の本年一月の求人求職状況より判断すると十日ないし十五日と考えられるので、政府としては右の如く失業対策事業の拡大及び公共事業への失業者の吸収により、できる限り就労日数の増加に努めてゐるのであり、日雇失業保険金の給付と相俟つてその救済の万全を図りたいと考へてゐる。

三 失業対策事業費の補助率の引上ないし全額国庫負担については、現在のところ現行補助率の変更は困難である。

しかしながら地方財政の困難のため失業対策事業費の負担のできない都市のあることも事実であるので、明年度においては失業対策事業に対する起債については特別の考慮を拂うよう目下研究中であり、これの実現によつて地方財政に対する負担の軽減を期待してゐるのであり、又吳市に対しては、特に広島県営の失業対策事業を実施するよう県当局と接渉する予定である。

なお、吳市における本年の失業対策事業は、第一、四半期において、市営二、九八四万円であり、吳市の国庫補助に対する負担額は、一、〇〇〇万円となつてゐる。

又本年度においては、吳市に対して失業対策事業に認められた起債の金額は一、二〇〇万円である。賃金は、緊急失業対策法第十二

條第二項の規定によつて、同一地域において同一職種に従事する労働者に通常支給される賃金の額よりも低く定められることとなつてゐるので、現在一般職種別賃金額を基準として、吳市においては最高二六二円最低一八四円の範囲内において、吳市当局が労働者の能力、作業の状況等を考慮して決定してゐる。政府としては一月十四日以降、日雇労働者の所得税の軽減措置を講じたのであるが、更に労働用物資の増配等に努力し、実質的手取額の増大を図りたいと考へてゐる。

五 吳市においては、その特殊事情から失業問題は單なる失業者の救済措置のみによつては解決困難であり、産業復興方策の具体的樹立とその実現こそ急務である。

市当局は各種の委員会を組織して吳市の経済復興に対処してゐるが、政府としても一層これに協力致したい。

六 政府としては、明年度において失業対策事業費四〇億圓(本年度一六億五千万圓)公共事業費九七〇億圓(本年度六六〇億圓)を計上する外、一般及び日雇失業保険の運用により当面の失業者救済の万全を期してゐるのであるが、貿易の振興見返資金の活用により産業経済の興隆に格段の施策を講じ、失業問題の最終的解決を図りたいと考へてゐる。

右答弁する。

大学等學術研究機関の人事に関する質問主意書
日本學術会議は、第四回総会において、「大学等學術研究機関の人事については、學問思想の自由を尊重することとを念とすべきであつて、單に政党所属等を事実上の理由として処置するべきではないと考へる。又、特に大学においては、學問の研究に關連する教授会の権限が尊重されるべきであつて、

これが外部よりする政治的理由によつて左右されるはならないと考へます。」という勧告をしてゐるが、これに対して政府はいかに考へてゐるか。

二 旧高専の教官のうちいかなるものを新制大学の教員として発令しないのか。
又発令されない教官は、事実上退官といふことになり、職を失うのであるが、この人たちに對していかなる措置をとるつもりか。

三 政府は、共産黨員あるいは共産主義者を大学教授として不適格なりと認定してゐるのか。
右質問する。

昭和二十五年二月二十四日

内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長幣原喜重郎殿
衆議院議員田中堯平君提出大学等學術研究機関の人事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員田中堯平君提出大学等學術研究機関の人事に関する質問に対する答弁書

一 思想の自由及び教授会の権限を尊重すべきこと、日本學術會議の勧告と同様に考へる。但し教職員は特定政党に所属するため、その政党の指令によつて思想、言動が拘束されるようなことがあつてはならない。

二 大学設置審議会の審査の結果、新制大学の教員として承認されなかつた者、又は専攻学科と大学の講座との関連その他の考慮して定めるものである。

口 他への転職のあつせん、退職手当の増額等できる限りの優遇措置を講ずるつもりである。
三 單に党籍に属するといふ理由のみでは不適格であると認定してゐない。
右答弁する。

定価 一部 六円五十銭
送料 別費

発行

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一 印刷 庁
電話 九段五三一 官報課